

製造委託契約(OEM)における適用税率

- 製造委託契約により食品を製造する場合、「製造販売」か「賃加工」かにより適用税率が変わることとなります。「製造販売」であれば、飲食料品の譲渡として軽減税率、「賃加工」であれば、役務提供として標準税率となります。
- 「製造販売」に当たるか「賃加工」に当たるかは、その契約内容等により個別に判断されるものではありませんが、
 - ・ 完成品の所有権がどちらにあるか
 - ・ 受託者の使用する原材料や包装資材は、どのように調達されるのか（委託者からの無償支給か、有償支給か、自社調達か）といった点を踏まえて判断されることとなります。

